

介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護） 重要事項説明書

第1条

重要事項説明書の目的 合同会社 市松 鶴丸ホーム 鶴丸ホーム デイサービス 福笑門（以下「当事業所」という。）は、要支援、事業対象者状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条

適用期間 本重要事項説明書は、利用者が介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）利用同意書を当事業所に提出したのち効力を有します。但し、扶養者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本重要事項説明書、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）を利用することができるものとします。

第3条

利用者からの解除 利用者及び扶養者は、当事業所に対し利用中止の意思表示をすることにより、利用者の介護予防サービス計画にかかわらず、本重要事項説明書に基づく介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び扶養者は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

第4条

当事業所からの解除 当事業所は利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には本重要事項説明書に基づく介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本重要事項説明書に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤ 利用者又は扶養者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

第5条

利用料金

利用者又は及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し本重要事項説明書に基づく介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当事業所は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び扶養者は、連帯して、当事業所に対し、請求を受けた日の属する月の25日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当事業所は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者又は扶養者の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

第6条

記録

当事業所は、利用者の介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

第7条

身体拘束等

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には当事業所の管理者がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を介護記録に記載することとします。

第8条

秘密の保持及び個人情報の保護

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

第9条

- 緊急時の対応 当事業所は利用者に対し、緊急時、必要と認める場合、協力医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第 10 条

- 事故発生時の対応 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、他の専門的機関での診療を依頼します。
 - 3 前 2 項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

第 11 条

- 要望又は苦情等の申出 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する介護保険法に基づく第 1 号通所事業（予防型通所介護）に対しての要望又は苦情等について、担当者に申し出ることができます。

第 12 条

- 賠償責任 介護保険法に基づく第 1 号通所事業（予防型通所介護）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して、当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

第 13 条

- 利用契約に定めのない事項 この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

令和 3 年 7 月 1 日作成

令和 4 年 10 月 1 日 改定 介護職員等ベースアップ等支援加算 算定、昼食費、朝食費変更に伴う

令和 5 年 6 月 1 日 改定 理美容代の価格変更に伴う

令和 6 年 4 月 1 日 改定 令和 6 年度介護報酬改定に伴う

令和 6 年 11 月 1 日 改定 食費変更に伴う

「別紙1」
概要

名称等

名称	鶴丸ホーム デイサービス 福笑門
開設年月日	令和3年8月1日
所在地	鹿児島市坂之上 8-12-5
電話番号	099-262-1970
ファックス番号	099-262-1972
管理者名	市来 優馬
介護保険指定番号	4670113218号

目的と運営方針

目的 利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした事業所です。

運営方針 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な看護、介護、機能訓練等を行うことにより、社会的孤立感の解消、利用者の心身機能の維持回復を図る。また、その家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

事業所の職員体制

職種	人数	業務内容
管理者	1名以上	管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
看護職員	1名以上	利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。
介護職員	2名以上	利用者の必要な日常生活上の介護、援助、危機防止に従事する。
生活指導員	1名以上	利用者の生活相談、面接、身上調査並びに各個人ごとの処遇の企画及び実施に関する事に従事する。
機能訓練指導員	1名以上	利用者が日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持に努め、その減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

通所利用定員

35名

通所介護のサービス
内容

- ① 介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

協力医療機関

下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変し当事業所にて対処不可能な場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

名称 医療法人 千福会 ひなたクリニック

住所 鹿児島県鹿児島市下荒田 3-8-1

※緊急時の連絡先 なお、緊急の場合には「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

利用に当たっての留意事項

食事	利用中の食事は、特段の事情がない限り当事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。衛生管理の観点から食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
飲酒・喫煙	飲酒はいかなる場合もご遠慮頂きます。 喫煙については症状に特段問題がなく管理者の許可を得た場合に限り ります。
火気の取扱 設備・備品の取扱	火気の使用は原則認めません。必要時は管理者へ申し出てください。 設備・備品の使用には十分にご注意下さい。破損紛失時は過失内容により 弁済して頂きます。
貴重品の持込	基本的に利用時は金銭が必要ありませんのでお持ちにならないで 下さい。万一、紛失時は責任を負いかねます。 ※買い物訓練時は予めご連絡致します。
利用時の受診	体調の急変時はサービスを終了し、受診して頂きますが、通常の診察 はサービス中にはできませんのでご注意ください。
その他	社会通念に反する行為は一切を禁じます。

非常災害対策

防災設備	消火器
防災訓練	年2回以上

禁止事項

多くの方に安心してご利用いただくために、利用者の「営利行為、宗教等の勧誘、特定の政治活動」は禁じます。

要望及び苦情等

要望苦情につきましては管理者若しくは受付担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

その他、下記の市町村、公的団体の相談窓口もございます。

鶴丸ホーム デイサービス 福笑門

住所 鹿児島市坂之上 8-12-5
窓口詳細 8:00~17:00 Tel099-262-1970 年末年始、日は休み

鹿児島市役所
健康福祉局すこやか長福部
介護保険課給付係

住所 鹿児島市山下町 11 番 1 号
窓口詳細 Tel099-216-1280 受付時間 8:30~17:15

鹿児島県国民健康保険団体連合会
介護保険課介護相談室

住所 鹿児島市鴨池新町 6 番 6 号
窓口詳細 Tel099-213-5122 受付時間 9:00~17:00

鹿児島県社会福祉協
議会事務局
長福社会推進部
福祉サービス運営適
正化委員会

住所 鹿児島市鴨池新町 1 番 7 号
窓口詳細 Tel099-286-2200 受付時間 9:00~16:00

「別紙2」

介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）について
（令和6年4月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証、介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）についての概要

介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）については、要支援者、事業対象者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、介護及び機能訓練並びに日常生活上のお世話を行い、利用者様の療養生活の質の向上および利用者様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者様に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）計画が作成されますが、その際、利用者様・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）の基本料金

① 利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護（支援）の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの利用料です。（下段または右記の括弧書きは1割負担時の自己負担額）

- ・要支援1、事業対象者（週1回程度） 17,980円（1,798円）
- ・要支援2、事業対象者（週2回程度） 36,210円（3,621円）

② サービス提供体制強化加算Ⅱ※R6.5.31まで

- ・要支援1、事業対象者（週1回程度） 720円（72円）
- ・要支援2、事業対象者（週2回程度） 1,440円（144円）

サービス提供体制強化加算Ⅰ※R6.6.1より

- ・要支援1、事業対象者（週1回程度） 880円（88円）
- ・要支援2、事業対象者（週2回程度） 1,760円（176円）

③ 介護職員等処遇改善加算Ⅰ 介護報酬総単位数に9.2%を乗じた額

（2）その他の料金

- ① 食費（昼食） 600円（特別食の場合は890円）
- ② 催事等で利用者が別途に申込した諸経費 実費
- ③ おむつ代 実費
- ④ 理美容代 カット 1800円 ひげ剃り 600円 髪染め 3000円

（3）支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、請求を受けた月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

理美容代については委託業者へ当日、直接のお支払いになります。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(平成30年4月1日現在)

合同会社 市松 鶴丸ホーム デイサービス 福笑門では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[当事業所内での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護） 利用同意書兼契約書

合同会社 市松 鶴丸ホーム デイサービス 福笑門 介護保険法に基づく第1号通所事業(予防型通所介護)を利用するにあたり、介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）利用重要事項説明書及び別紙1、別紙2を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意し、契約します。

令和 年 月 日

<利用者（契約者）>

住 所 _____

氏 名 _____

<扶養者（保証人）>

住 所 _____

氏 名 _____

合同会社 市松 鶴丸ホーム デイサービス 福笑門
管理者 市来 優馬 殿

【本重要事項説明書第5条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本重要事項説明書第9条2項緊急時及び第10条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

<事業者>

住 所 鹿児島市坂之上8丁目12番5号

事業所名 合同会社 市松

鶴丸ホーム デイサービス 福笑門

管理者 市来 優馬

個人情報使用同意書

私、及びその家族の個人情報については、介護保険法に基づく第1号通所事業（予防型通所介護）重要事項説明書及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、次に記載するところにより、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

（使用目的）

別紙3のとおり

（使用に当たっての条件）

- ① 個人情報の使用、提供は「使用目的」に記載する目的の範囲内で最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払います。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等については記録を残します。
- ③ 利用者またはその家族より、個人情報の開示、訂正、使用停止および消去の請求があった場合には法令または当事業所で定めた方法に基づき速やかに対応します。

当事業所では日頃の記録や関係各所への案内の為、顔写真を書面、ホームページ等に掲載する場合があります。
○顔写真の掲載に同意します。（同意します 同意しません）

令和 年 月 日

合同会社 市松 鶴丸ホーム デイサービス 福笑門
管理者 市来 優馬 殿

利用者氏名： _____

利用者家族代表者氏名： _____（続柄： _____）

上記利用者代理人： _____（続柄： _____）